

情報共有システムに関する特記仕様書

(定義)

第1条 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

(情報共有システムの利用)

第2条 本工事は、原則として、情報共有システムを利用する

(利用システム)

第3条 情報共有システムは、原則として、静岡県の推奨するシステムを利用する。それ以外の情報共有システムを利用する場合は、監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。

(積算の取扱い)

第4条 情報共有システムの利用に要する費用は、現場管理費率（通信交通費）に含まれるものとする。

(運用)

第5条 情報共有システムを利用する場合の運用については、「静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドラインに基づき実施する。

(押印の取り扱い)

第6条 情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

※ 静岡県の推奨するシステム

- ・ 静岡県情報共有システム（NEC 工事監理官(R)情報共有ASPサービス）